

(様式第1号)

安全保障輸出管理事前確認票 ④【技術の提供】外国人留学生・外国人研究者の受入

■国費外国人留学生の受入

国際課留学生交流係へ申請書類を提出する前に、以下の事項をチェックしてください。

(Q1) 想定される教育研究指導にリスト規制該当技術(注1)が含まれるか?

- リスト規制該当技術は含まれていない
 リスト規制該当技術が含まれる、または分からない

(注1) 輸出入貿易管理令別表第1で規制する貨物及び外国為替令別表で規制する技術は、下記の対象品目ですが、詳しくは経済産業省HPの「貨物技術のマトリクス表」...

Table with 2 columns: List number, Item name. Includes categories like Weapons, Nuclear, Chemical, Biological, etc.

(Q2) 留学志願者等の所属する国・地域及び組織について

- グループA (旧ホワイト国) (注2) である
 懸念国、国連武器禁輸国、または外国ユーザーリスト掲載組織 (注3) である
 上記以外の国・地域である

大量破壊兵器の開発等への転用やその他の軍事的用途に用いられる可能性について確認し、様式第3号をチェックの上、申請書類及びこの事前確認票とともに国際課留学生交流係にご提出ください。

Table with 2 columns: Note number, Content. Includes details for Group A countries and Concerned countries.

■私費外国人留学生(大学院)の受入

留学志願者から出願前の相談があった段階で、以下の事項をチェックしてください。各設問にて「輸出管理マネージャーに提出してください」となった場合は、氏名等の欄を記入し、参考資料を添付の上、速やかにメールでご提出ください。

提出先メールアドレス: export-control@office.uec.ac.jp

(Q1) 想定される教育研究指導にリスト規制該当技術(注1)が含まれるか?

- リスト規制該当技術は含まれていない -> (Q2) に進んでください。
 リスト規制該当技術が含まれる、または分からない -> 速やかにこの事前確認票を輸出管理マネージャーにご提出ください。

(Q2) 留学志願者等の所属する国・地域及び組織について

- グループA (旧ホワイト国) (注2) である
 懸念国、国連武器禁輸国、または外国ユーザーリスト掲載組織 (注3) である
 上記以外の国・地域である

■非正規生(研究生など)の受入

■外国人研究者の受入

国際課に受入の申請書類を提出する前に、以下の事項をチェックしてください。各設問にて「輸出管理マネージャーに提出してください」となった場合は、氏名等の欄を記入し、参考資料を添付の上、速やかにメールでご提出ください。

提出先メールアドレス: export-control@office.uec.ac.jp

(Q1) 想定される教育研究指導にリスト規制該当技術(注1)が含まれるか?

- リスト規制該当技術は含まれていない -> (Q2) に進んでください。
 リスト規制該当技術が含まれる、または分からない -> 速やかにこの事前確認票を輸出管理マネージャーにご提出ください。

(Q2) 留学志願者等の所属する国・地域及び機関について

- グループA (旧ホワイト国) (注2) である
 懸念国、国連武器禁輸国、または外国ユーザーリスト掲載組織 (注3) である
 上記以外の国・地域である

所属・職名 氏名

外国人研究者受入の場合は赤枠内を確認し、上記にチェックのある項目に該当した場合は必ず輸出管理マネージャーにメールでこの様式等を提出し問題がないことを確認してから研究員受入手続きをしてください